

京都市教育委員会教育長訓令甲第5号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

第2条第6号イ中「,課」を「及び課」に改め,「及び課相当のセンター」を削る。

第4条第2項中「指導部の職員のうち,高度情報化推進に関することを担当する部長」を「総務部長」に改める。

第5条第2項中「総務部長」を「教育次長(教育次長が置かれていないときは,教育長があらかじめ定める職員)」に改める。

第6条第2項中「指導部情報化推進総合センター所長」を「総務部学校事務支援室長」に改める。

附 則

この訓令は,平成25年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)